

監 査 報 告 書

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

理 事 長 郡 嵩 孝 殿

平成 29 年 6 月 1 日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

監 事

大 田 勝 敏 

監 事

熊 谷 均 

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第7期事業年度の理事の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及びその附属明細書並びに財産目録及びキャッシュフロー計算書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録及びキャッシュフロー計算書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上